

○郵便條例

百九十六

内セリタス請求セリカクする者アセキトキハ之ヒを没入ゼツジをへし

第一百廿七條 没書中の貨幣諸証書有價の物品又は其賣却代金を二ヶ年内シニヨウナツみ請求セリカクする者あるとアセキトキハ之ヒを還付ケンブし諸証書セリカクシキハ手數料テモウルを徵收チヨウラせずと雖貨幣或は有價の物品ハ其價額十分一ヒツイを手數料として徵收チヨウラをへし但其額ハ五圓ゴン又超過テラクするを得ず

第一百廿八條 没書と受取方を請求セリカクするものハ其受取人又は差出人たるを書面或は口頭と以て証シムをへし但驛遞局ふ於て証人シラフを要ドリるとアセキトキハ之ヒを拒むコムへららず

第十二章 郵便爲替

第一百卅一條 爲替証書一枚の金額ハ三十圓以下と玄端數ダシタスハ厘位カラヒを限りとす

第一百卅二條 同一の差出人より同一の受取人ウチドウジンより同一の郵便局ヨウビン局より拂渡ハラヒワタすへき爲替の振出フヨウダは一日金額三十圓又超過テラクすへからず

第一百卅四條 爲替差出人は郵便局ヨウビン局より設けある爲替願書用紙よ式の如く記載調印し爲替金及爲替料と共に先づ之と主務者シヨウフより交付ハラフし後より爲替証書と受領ヒヨウラすへし

第一百卅五條 爲替証書の其の差出人より受取人ウチドウジンより送付セウフすべし

○郵便條例

百九十七

○郵便條例

百九十八

第一百卅六條 爲替差出人は其振出局より爲替金の返戻を請求するを得但爲書料は返付せず

第一百卅七條 爲替受取人其爲替証書又記載したる拂渡局より爲替金を受取るみ不便あるときは又爲替差出人其振出局より爲替金の返戻を請求するふ不便あるときはハ驛遞局より爲替書と納付して書換を請求玄更ニ爲替金を受取るよ便ある局より宛てたる証書を受ると得

第一百卅八條 爲替金の拂渡及返戻は其爲書証書と引替ふ限るへし但郵便局よりて証人を要するときは之を拒むへからず

第一百卅九條 爲替受取人は其爲替証書又式の如く記名調印すへし爲替差出人爲替金の返戻と受るとき亦同じ

第一百四十條 爲替報知書又記載せる諸件を明瞭又答へ能なる者は其爲替金と受取るを得ず

第一百四十一條 代人を以て爲替金を受取る者は其爲替証書の裏面又委任文と記載し記名調印玄且代人は第一百卅九條の手續をあそへし

第一百四十二條 宗衙、社寺、會社より宛てたる爲替金を受取る時は其爲替証書の裏面又官衙、社寺、會社の名稱と記し其印と捺玄且之を受取る所屬人は第一百卅九條の手續をあそ

○郵便條例

百九十九

○郵便條例

一一百

へし

第一百四十三條 宮衙、社寺、會社の受取るへき爲替金並して其官衙、社寺、會社の名稱と附記し其所屬人より宛てたるとき宛名人自ら受取る能はす又第一百四十一條より依る能はざるときは第一百四十二条ふ依ると得

第一百四十四条 宮衙、社寺、會社若くは其所屬人の名と以て差出したる爲替金の返戻と受るときも第一百四十二条、第一百四十三条の手續より依るへし

第一百四十五条 爲替証書の効用は其証書の日附より百二十日を限りとぞ

第一百四十六条 効用を失ひたる爲替証書は差出人又は受取人より驛遞局より納付し其書換を請求をへし

第一百四十七条 爲替証書の効用を失ひたる日より二ヶ年以内又其書換と請求せざるときは驛遞總監新聞紙を以て公告せしめし〇其公告の日より三ヶ年内より爲替証書の書換と請求をとときは其爲替金十分一と手數料として徵收をへし〇其公告の日より三ヶ年を過るも尙と其爲替証書の書換を請求せざるとときは其爲替金と沒入をへし

第一百四十八条 爲替証書を失ひたるとき又は汚損し判明あらざるときを差出人より於て証人をして驛遞局より其事

○郵便條例

一一四一

由と証明し更に再度の証書を請求をへし

第一百四十九條 爲替金と返戻し又は証書と書換へ或へ再度の証書を交付せるに其原証書と對する報知書と取戻したる後より限るべし

第一百五十條 爲替証書の書換又は再度の証書と請求するときに更に相當の爲替料と納むべし但郵便遞送中み生れたる事故より因る者に更に爲替料と納むるに及ばず○爲替証書の書換、及、再度の証書を同時より請求をも兩様の爲替料と納むるに及ばず

第一百五十一條 再度の爲替証書と受領せし後前より失ひたる

爲替証書を見出したるときに之と驛遞局より納付をへし

第一百五十二條 爲書資金の都合より爲替金の渡方順延をるとあるべし

第一百五十三條 爲替証書又は報知書のみ失誤あるか或に其報知書未達のとき爲替金の拂渡を延引すべし

第一百五十四條 爲替金の受渡ふ屬する証書の証券印稅と納むるに及ばず

第一百五十五條 郵便爲替より事故を生じ損失を受ける者あるも驛遞局に之を償ふの責と任せす

第一百五十六條 此章の規則より爲替金を渡したる後より其

○郵便條例

一一三一

○地所質入書入規則

二百四

渡方又就き異議と唱ふるも驛遞局へ其責又任す

第十三章

(以下全略)

郵便條例日用抄終

○地所質入書入規則

明治六年一月十七日

第十八號

先般田地永代賣買被差許候み付自今質入書入致し候節へ左の規則の通り可相心得事

地所質入書入規則

第一條 金穀の借主(地主)より返済をへき証據として貸主(金主)よ地所と証文とと渡し貸主其作徳米と以て貸高の利息よ充候と地所の質入と云ふ

第二條 金穀の借主(地主)より返済をへき証據として貸主(金主)よ地所と引當の証文のみを渡し借主の作徳米の全部又ハ一部を貸主よ渡し利息よ充候を書入と云ふ

第三條 金穀の借主(地主)より返済をへき証據として貸主(金主)よ地所引當の証文のとを渡し借主より其利息として米又ハ金と拂ひ候ても亦書入と云ふ

第四條 地所を質入よ致し候節へ地券をも相渡し可申其年限の儀ハ三ヶ年を限るへし尤も三ヶ年以下期限取極候節

○地所質入書入規則

二百五

○地所質入書入規則

二百六

ハ勝手たるへく且年限取極候廉へ判然証文面ふ記載致し置可申事

但書入の儀小地券を相渡モ又及ヒと其年限長短共本文の限けんよりあらそと雖とも雙方相對みて取極候年限ハ本文同様証文面ふ記載致し置可申事

第五條（明治十一年第七號布告ト以て左の通り改正す）質入又ハ書入の地所期限きげんより貸主借主相談の上金穀と返さずして地所と引渡候節ハ舊地主より金主へ可引渡旨別紙よ相認め其地の戸長加判かはんのと金主より地券相添あひそへ確認の証と可願出事

第六條 質入の地所ハ金主よて其地所耕作可致筈はず付てハ地租諸役とも總て金主よて可相勤事

但其段管轄廳へ届出証書并差出事

第七條 書入の地所ハ地主よて耕作致し候儀おほ付地租諸役とも無諸地主より可相勤事
但管轄廳へ届出よ不及候事

第八條 管轄違の者或ハ同管轄と雖とも懸隔けんかくの地所を質しづ小取候節ハ其現地の村町へ金主の名代人相定置其地租諸役とも差支無之様可爲相勤事

第九條（明治七年第六號布告ト以て左の通改正す）

○地所質入書入規則

二百七

○地所質入書入規則

二百八

質入又へ書入証文又へ必其村町戸長の奥書証印と取る可し其町村戸長役場より奥書割印帳を備へ置証文の奥書割印を願出るときへ帳面と証文とよ番號と朱書し割印と押し奥書と爲すへし若し戸長の奥書並ふ割印あき証文の質入又へ書入の証據み不相成々付き右証文と以て訴出るゝ於ての負債主財産分散の時債主他の債主と對し先取の特權を失ひ獨り質入又へ書入あき金穀貸借の虛分と可受事

但戸長不在の節へ其旨を記し副戸長奥印謹印をへし

第十條（明治七年第五十一號布告を以て左の通改正す）

一ヶ所の地を二重三重ふ書入候儀へ不相成候得共若し第一番の金主へ引當又入れ置き候事と第二番の金主承知の上より地所代價の館分と見込又其地所と引當又借添へ致し候儀へ不苦節も借主身代限の處分よ相成候節へ右地所羅賣の代金と以て先つ第一番の者へ元利の金數と引渡し其餘金と以て第二番の者へ元利の金數と引渡し第三番以下右又準じ引渡可申若し羅賣の金高を以て先つ第一番の金主へ元利の金數と引渡其餘第二番の金主へ引渡すへき元利の金數不足をるときへ其不足の分を償ふと并よ第三番以下の金主と償ふとハ平常引當あき債主よ身代限償

○地所質入書入

二百九

○地所質入書入

二百十

却の例より隨ひ外物品雜賣代價の内みて相當の割賦を以て
引渡可申事

但第二番の金主へ受取候証文へ地所代價の餘分と見
込借添候旨と書載可申事

第十一條 地所へ勿論地券のみたりとも外國人へ賣買質入
書入等致し金子請取又へ借受候儀一切不相成候事

第十二條 (明治七年第五十二號布告と以て左之通改正と)
質入年季中天災よて地所流亡等其地の全形と失ふ至る
ときへ地券へ消滅する理と付貸主より借主と對し外地所
又へ物品と代り質と差入させ証文書替と求むることを得へ

し若し代り質み善入るへき地所物品等之れあるときは訴
訟の末身代限りの處分と及ぶへく又池成野地成等よ變換
し或へ闕崩等の爲めよ其地の幾分と失ふときへ變換の摸
様及廻存の大小と應し規則と基きて地券書替願出へき儀
と付若し其變換廻存の地の貨金石高の償を爲とよ足らざ
ると見込場合み於ての貸主より借主と對し外地所又は物
品と增質と差入させ証文書替と求むること得へし若し增
質み差入へき地所物品等無之ときは是訴訟の末身代限
りの處分と及ぶへき事

組貸主相對示談の格別の事

○地所書入質入

二百十一

○地所書入質入

二百十二

第十三條 質入の地所年期中天災み因り荒蕪と相成ハ貸主（金主）より起返の見込と定め借主地主承諾の証書と取り其管廳へ可願出尤も入費ハ借主より償ふへき事
但借主起返の入費と出すと能ハざるときハ証書と以て其地所と貸主よ引渡し可申尤も相對示談の處置ハ格別の事

第十四條 當今質入又ハ書入よ致し置年期中の分ハ總て前文規則よ照準し當七月限り証文相改め可申事

右之通相定候事

明治六年第六百六十七號布告を以て第十五條と追加モ

十五條 是迄質入書入よ致置候分ハ前約の年期据置不苦尤証文面等前文規則よ觸候廉ハ總て相改可申事

明治七年第七十六號布告と以て第十六條と追加モ

第十六條 従前取結ひたる質入書入の約定よて明治六年七月三十一日前よ期限と過ぎりたる分よて債主よ於て貸金返済方み付延期の勘辨と加ふる者ハ來十月三十一日迄よ其地所々管の戸長役場へ届出地所質入書入規則第九條よ準し奥書割印と受くへし若し右日限内奥書割印と受をもして後日其証書と以て訴訟よ及ふときハ質入書入の証據みハ相立さるよ付裁判上糾賣分配の時ハ先取の權利を失ひ

○地所書入質入

二百十三

○地所書入質入

二百十四

質入書入あき貸借同様の處分み及ふべき事
たゞしやくさうやう

内務省達明治七年五月二日

乙第三十三號

本年第六號公布地所質入書入規則第九條改正文中戸長の奥
晝証印ハ戸長又ハ副戸長實印を爲押割印ハ戸長役場印と相
用候儀と可心得此旨相達候事

但し役場印無之候ハ彫刻申付け右出來迄ハ戸長實印
と換用可致事

明治十一年十一月廿五日

乙第七十八號

本年第三十二號公達中左の處分方心得の爲め相達候事
こうたつちう　そよぶんかた

戸長職務の概目第五項又地所建物船舶質入書入並々賣買
み奥書加印の事と有之右ハ七年當省乙第三十三號達の通
おきよふやうせん
奥書証印ハ戸長の實印と押し割印ハ戸長役所印を相用ひ
若し數町村又戸長壹員を置くときは其役所印の冠字ハ戸
長管理する處の各町村名を列記すべし

明治十六年六月八日

乙第二十九號

戸長印章の儀ハ八年第百十號達判任官同様するべき旨相達
ほんにんくわんどうやう
じこんくわんじん
置候處布告達より實印を押捺する分も自今官印と用ふへ

○地所書入質入

二百十五

○建物書入質

一七十六

し此旨相達候事

○建物書入質規則及賣買讓渡規則

第一百四十八號

諸建物書入質入規則并み賣買讓渡規則別紙の通相定候條來
る十二月一日より施行可致此旨布告候事

建物書入質規則(土地賣買讓渡規則第二條の末増の部參看)

第一條 金穀の借主又ハ預り主より返済すへキ証據として
(貸主預け主)又對し引當とある所の建物の圖面と証文と

又戸長の公証を受けたる者を(貸主預け主)み渡し置きた

る建物を書入質と云ふ

第二條 書入質と爲し建物自身所有の地所又建て在るとき
ハ書入質証文又自身持地の建物あると記入をへし又借
地み建て在るときハ書入質を爲しもの其地主又請ひ其地
主として貸地たることと証するの奥書を爲さしむべし若し
借地の建物又して地主の奥書あると証文ハ書入質の効あき
み書入質あり借用証文と看做すべし

明治十年第六號布告と以て左の通り但書と追加す
但官有の借地又建て在るときハ其所屬管廳又請ひて其貸
地あるとと証するの奥書と受くべし

○建物書入質

二百十七

○建物書入質

二百十八

第三條 金穀の（借主預り主）より建物引當の証書と建物の圖面と建物の在る地と管轄する戸長役場より差出し戸長の奥書割印を受くると云ふ

第四條 建物書入質の証文ふ添ふたる圖面中より書入質と爲そ所の建物の圖の朱引朱字と爲し書入質の外ある建物の圖の墨引墨字と爲そべし（第一號書式を見合そへし）

第五條 戸長役場よりて、建物書入質記載帳を備へ置き証文の奥書割印と願出るときに其大旨を帳面より記入し而して帳面と証文とより番號と朱書き割印を押し奥書と爲し圖面みも同じ番號と朱書き割印と押へし若し戸長不在の節り

其旨を記し副戸長奥書割印そべし

第六條 建物を以て金穀借用又は預りの引當と爲したる証文より前條の規則より背き公証と受けざる者へ書入質の効あきよ付書入質あき（借用預り）証文と看做そへし

第七條（明治八年第二百九十九號布告と以て左の通改正を）此規則施行以後建物書入質の借用証文又は預り証文より必ず返済の期限を定むへし若し其期限を定めざる者へ書入質の効あきよ付書入質あき（借用預）証文と看做そへし第八條 此規則施行以前より契約したる建物質入又は引當の借用金穀又は預り金穀みて返済期限の定めあき証文と所

○建物書入質

二百二十

持るものハ明治九年二月廿八日迄^ハ金穀(借主預主)又
ハ其相續人^ハ掛合此規則^ハ從^ハひたる書入質の証文^ハ改^ハ
べし若し(借主預主)又^ハ其相續人^ハ証文^ハ改^ハめざるとき^ハ
明治九年四月三十日迄^ハ建物の在る地を管轄^ハする裁判所
^ハ訴ふへし

但し明治九年四月三十日^ト以^テて訴人^ハ發途^ハの期^ト定め其
訴人の住所又^ハ寄留^ハの地所と裁判所との距離^ハ毎八里^ム
一日の猶豫^ハと與ふ

第九條 此規則施行以前^ハ契約^ハしたる建物質入又^ハ引當^ハ
の金穀借用証文又^ハ預^ハり証文^ハと所有^ハする者^ハ返済^ハ満期^ム至
る地と管轄^ハする裁判所^ハ訴ふへし

但書前同断

第十條 建物在るの地と管轄^ハする裁判所^ハ於て^ハ原告人の
訴状^ハ受取たるときより三日内^ハ裁判所より被告人の建
物の在る地の戸長^ハ對したる報知狀^ハ原告人^ハ下付し速
く戸長^ハ送達^ハせしむへし右の報知狀^ハ何(府縣)管下

○建物書入質

二百二十一

○建物書入質

二百二十二

(住居寄留)何某の訴訟ふ因り何大區何小區何番地の建物と書入質と爲そ証文又公書をること差留むる旨と記載をへし而して其訴訟落着ふ至りしどきに公書の差留と解くとぞ速よ戸長よ報知そへし

第十一條 第八條及び第九條の規則又背き明治九年五月一日以後み至り此規則施行以前より契約したる建物質入又へ引當の金穀(信用預り)証文と所有する者に書入質の效あきふ付書入質あき(信用預り)証文と看做そへし

第十二條 一棟の建物を二重三重よ書入質と爲そどり嚴禁あれとも若し第一番の金主へ書入質と爲したると第二

番の金主承諾あれハ建物代價の餘分と見込み又其建物を書入質ふ借添と爲そとを得へし尤借主身代限の處分よ至るときハ右建物糴賣の代金と以て第一番の者へ元利の金數を引渡し其餘金を以て第二番めの者へ元利の金數と引渡し第三番以下右よ準し引渡そへく若し糴賣の金高を以て先第一番の金主へ元利の金數を引渡し其餘金第二番の金主へ引渡そへき元利の金數又不足そるときに其不足の分と償ふとい平常書入質あき貸主よ身代限の償却の例み從ひ外物品糴賣代價の内よて相當の割賦と以て引渡そへし

但し第二番の金主よ渡し置く書入質の証文又へ建物代

○建物書入質

二百二十三

○建物書入質

二百二十四

價の餘分と見込み借添たる旨を書載とへし

第十三條 書入質と爲したる建物焼失流亡等至りしときは
建物の所持主又は代理人より遅くとも七日内其趣と
書面記し戸長役場届出へし戸長役場於ての建物
書入質記載帳の朱書番號み引合せ朱筆を以て點合と爲し
其傍よ焼失流亡等の趣こと略記し年月日を記し戸長の實
印と押をへし(第二號書式と見合すへし)

第十四條 書入質の建物焼失流亡等至りしこゝ貸主よ
り借主と對し代り質と受取ることの求めと爲もとと得へし
者し借主代り質と出すことを肯ひそ又へ出し能へることを

へ借用金穀返済期限未満内と雖とも貸主より借主と對し
元利返済と求むるの訴を爲もとと得へし

建物賣買讓渡規則

第一條 自身所有の地と建て在る建物と賣渡し又は讓渡し
を爲さんと欲する者(賣渡讓渡)証文と圖面と戸長の契
書割印と受可し又借地と建て在る建物の(賣渡讓渡)証文
と其地主と請ひ地主より貸主たるとを証するの契書と
受けたる上と戸長の契書割印を受可し
明治十年第三十八號布告を以て左の通り追加を
但官有の借地と建て在るときに其所属管廳と請ひて其貸

○建物賣買讓渡

二百一十五

地たるとを証するの奥書を受くへし

第二條 建物の買受け又へ譲受けと爲さんと欲する者へ自身又へ其代人建物の在る地の戸長役場よ至り建物書入質記載帳と見合したる上其賣渡譲渡の証文と受取り然して後み戸長役場よ至り戸長又へ副戸長の面前よて何大區何小區何番地の何番の建物を何某より(買受譲受)たる旨を書入質記載帳み記入し年月日并み苗字名と記し實印と押をへし(第四號書式見合をへし)(明治十年第六十號布告そへしの下若し此手續を爲さる云々の六十字と削除を故ふ畧を)

第三條 戸長役場よ於て建物賣買讓渡証文の奥書割印を願

出るときは是亦建物書入質記載帳よ記入ると及び証文ふ奥書し圖面ふ割印とすると建物書入質規則第五條よ準し公証を與ふれの手續をあそへし

第四條 書入質と成りたる建物を(買受譲受)たる者へ其建物の書入質と爲りたる金數の償却と引受くへし但し(買受譲受)人よ於て其建物所有の權を抛棄と雖とも書入質の金數の償却を引受くるよ及へし

第五條 第四條の場合よ於て戸主の後と受たる相續人へ前戸主より譲受たる建物所有の權を抛棄と雖とも書入質の金數の償却を引受へし

○建物賣買讓渡

二百二十七

○建物賣買讓渡

第一號 書式(美濃紙)大半紙又ハ右寸法カムヒ同しき紙カムヒを用うへし
〔括弧内朱書〕

明治何年何月何日

書入質何大區何小區何番地建物

第一番

平長屋

何坪

第二番

土藏

何坪

第二番

本屋

何坪

ヘ置明寸外線カムヒも右下のへくとの建物
しくけと一の點と左上紙カムヒみ引圖物
うへし

何府	第二番
縣何大區何小區何番地	土藏
住居寄留	何坪

建物持主 何某印

譬へハ圖の如き
朱引の建物を書
入質と爲と時カムヒ
第一番より第三
番まで合三棟を
書入質と爲とと
を証文カムヒ記入し
圖と共に質取主
ふ渡し置くへし
(但し圖面の寫一枚を戸長役場より
出し置くへし)

第二號 書式

(若し一枚の紙みて狭きときハ何枚も繼
き合せ繼目の裏ハ繼目印と押そへし)

明治何年何月何日書入質

何大區何小區何番地建物

第一番

何坪

第二番

土藏

第三番

本屋

二階

平長屋

何坪

書入質外也

何府縣何大區何小區何番地住居
寄留

建物持主 何某殿

何某印

○建物賣買讓渡

○建物賣買讓渡

二二三

第三號 書式（建物書入質記載帳又燒失）
（流亡等のとと書込むの法）

〔何號〕
何年何月何日

何大區何小區何番地何番の建物と
何某より何某又書入質と爲たり

〔何年何月何日 燒失
流亡〕

〔何號〕
何年何月何日

、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

〔戸長何某印〕

第四號 書式（建物書入質記載帳又建物の買
受又ハ讓受のとと書込むの法）

何年何月何日、、、、、、、、、、、、、、、
、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

何年何月何日何大區何小區何番地の何
番の建物と何某より買受申候也

何大區何小區何番地 住居
寄留

何某印

○建物賣買讓渡

二二二

○訴訟用印紙

二百三十三

○民事訴訟用印紙規則

第五號

明治十七年二月廿三日

民事訴訟用印紙規則別紙の通制定し明治十七年四月一日より施行す

但明治八年(十二月)第百九十六號布告訴訟用印紙規則
右施行の日より廢止モ

民事訴訟用印紙規則

第一條 凡民事訴訟の書類又は此規則並びに印紙を貼用する者とす

第二條 訴狀又は正本一通又付請求の金額若くは價額又應

し左の區別又隨ひ其受付の時又於て印紙を貼用すべし

金額五圓まで	貳拾錢
同 拾圓まで	三拾錢
同 貳拾圓まで	六拾錢
同 五百圓まで	壹圓五拾錢
同 七百五拾圓まで	貳圓貳拾錢
同 一千圓まで	三圓
同 貳千五百圓まで	六圓五拾錢
同 五千圓まで	拾五圓

○訴訟用印紙

二百三十三

○訴訟用印紙

二百三十四

同 五千圓以上ハ千圓まで毎よ貳圓と加ふ
控訴又於てハ右半額上告ふ於てハ全額の印紙を加貼すべ
し

第三條 人事其他金額よ見積るべうらざるものハ三圓の印紙と貼用をべし其控訴上告ふ於て加貼せるハ前條よ同し
但人事よ於てハ極貧の者よして戸長の証書と所持する
者の裁判官よ於て印紙の貼用を免することあるべし
第四條 左の書類ふハ正本一通ふ付貳十錢の印紙と貼用そ
可し

答辨書、證據物寫、辨駁書、辨論書、上申書、陳述書等、証
判の延期を請求する願書

第五條 左の書類よハ正本一通み付五十錢の印紙を貼用そ
べし

官吏の臨檢を請求する願書
財產差押又ハ物品公賣を請求する願書
執行命令書を請求する願書
身代限の處分と請求する願書

第六條 裁判言渡書の謄本と下付する時差出す受取書又
其謄本一枚五錢其他の謄本を下付する時差出す受取書又

○訴訟用印紙

二百三十五

○訴訟用印紙

三百三十六

ハ其謄本一枚ニ錢の割合と以て印紙を貼用すべし

但裁判言渡書の謄本ハ一枚十二行一行十二字詰其他の謄本ハ一枚二十行一行十八字詰とす

第七條 勸解み於てハ一件毎々勸解表より署名の時貳拾錢の印紙を貼用すべし

第八條 此規則より貼用したる印紙の代價ハ曲者より直者ふ辨償すべきものとす

第九條 印紙の種類定價及び貼用方ハ布達と以て之を定む

第十條 印紙ハ管轄廳の許可を得たる賣捌所よ於て發賣せしむ其他ふ於て賣買ることを得モ

第十一條 宮許賣捌所外み於て印紙と販賣したる者ハ二十圓以上二百圓以下の罰金より處し仍是現在の印紙と沒収す其情を知て之を買取したる者ハ十圓以上百圓以下の罰金み處し仍は現在の印紙と沒収モ

第十二條 前條の規則を犯したる者ハ刑法の不論罪及び減輕再犯加重數罪俱發の例を用ひモ

大政官布達 明治十七年二月廿三日

第四號

今般第五號布告と以て訴訟用印紙規則制定候み付印紙の種類定價及び貼用方左之通之と定ム

○訴訟用印紙

三百三十七

○訴訟用印紙

二百三十八

淡黒色印紙

壹枚 三 錢

黒色印紙

同 五 錢

赭色印紙

同 同 拾 錢

茶褐色印紙

同 同 五拾錢

黃色印紙

同 同 五 圓

橙黃色印紙

同 同 拾 圓

綠色印紙

同 同 五 圓

橘栗色印紙

同 同 拾五圓

印そべし

印紙ハ訴狀其他書類の正本ふ貼用し貼用者の印章を以て消さ

右布達候事

司法省告示 明治十七年三月五日

甲第一號

今般第五號布告と以て訴訟用紙規則廢せられ候付てハ
本年四月一日以後民事訴訟み開し大審院又ハ裁判所へ差出
す書類ハ都て美濃紙又ハ之れと同尺度の紙を用ひ一枚貳拾
四行一行二拾字詰ぎ書こべきものとす

但訴訟入費ハ明治九年當省甲第五號達第一條第九條よ定
めたる割合わくあいより書類認料ハ一枚金貳拾錢翻譯料ハ一枚
金四圓と相成る儀ぎ心得こころべし

右告示候事

民事訴訟用印紙規則

○訴訟用印紙

二百三十九

○證券印稅規則

二百四十

○證券印稅規則
第拾壹號

明治七年(七月)第八拾壹號布告証券印稅規則別冊の通改正
し明治十七年七月一日より施行す
但明治八年(七月)第百貳拾號布告へ同日より廢止を

右奉ニ 勅旨一布告候事

明治十七年五月一日

太政大臣三條實美
大藏卿 松方正義

別冊

證券印稅規則

第一條 凡そ財產の授受及び契約の証明み用ふる証書帳簿

ハ此規則より循ひ印紙と貼用とへし

第二條 證書帳簿と分て二類と爲し其稅率ハ左の如し

第一類

左より掲くる所の証書帳簿ハ金高の有無多寡ふ拘へらるど下
み定むる所の印紙と貼用をへし但當坐預り金引出小切手
ハ大藏省より稅印の押捺を請ふことを得

一當坐預り金引出小切手

印稅 五

厘

一委任狀

一金高記載あり約定証文

同 同 同

一

錢

錢

一遺物証文

一跡式讓証文

○證券印稅

二百四十一

○證券印稅

二百四十二

一讓與証文

一期限を定める預り金証文 同 同 同

一耕地小作證文

一雇人請合狀

一金高記載ある諸物品預り証文 同 同 同

一金高記載ある諸物品借用證文 同 同 同

一地所預り証文

一家屋預り証文

一諸物品切手

一借地証文

一賣買仕切書

一保險證文

一諸會社株券

一送金手形

一金 錢 通帳一年以内一冊又付同 一 錢

一諸物品 判取帳同 同 二十錢

一結社約定書 同 一 錢

但結社約定書又金圓授受貸借ふ係る條項ありて之か
効力を確定せる證書帳簿ハ金高記載あるしと雖も第二
類金高記載ある諸般の契約證書又準し印紙と貼用を
へし

左掲くる所の證書ハ金高五圓以上のものより下ふ定
むる所の印紙を貼用をへし

一營業よ關する送狀

印稅 一 錢

一營業よ關する請取書 同 一 錢

右諸證書を通帳と爲モとされ都て一年以内み付一錢の印

○證券印稅

二百四十三

○證券印稅

一百四十四

紙を貼用せし

第二類

左より掲くる所の証書の金高の多寡に隨ひ下記定むる所の割合を以て印紙を貼用せし但爲替手形約束手形の手形用紙と用ふへし

一 金錢借用証文

一 地所賣買証文

一 金高記載ある諸物品預り証文

一 金高記載ある諸物品借用證文

一 諸物品賣買証文

一 金錢定期預り証文

一 金高記載ある諸般の契約證書

金高壹圓以上貳拾圓未滿	印稅	一錢
金高貳拾圓以上五拾圓未滿	同	貳錢
金高五拾圓以上百圓未滿	同	四錢
金高百五拾圓以上百五拾圓未滿	六錢	
金高二百圓以上三百圓未滿	八錢	
金高三百圓以上四百圓未滿	拾壹錢	
金高四百圓以上六百圓未滿	拾四錢	
金高六百圓以上八百圓未滿	廿六錢	
金高八百圓以上千百圓未滿	卅貳錢	
金高千百圓以上一千四百圓未滿	卅八錢	
金高一千四百圓以上一千七百圓未滿	四拾四錢	
金高一千七百圓以上貳千圓未滿	五拾錢	

○證券印稅

二百四十五

○證券印稅

二百四十六

金高貳千圓以上貳千五百圓未滿	同	六拾錢
金高貳千五百圓以上三千圓未滿	同	七拾錢
金高三千圓以上三千五百圓未滿	同	八拾錢
金高三千五百圓以上四千圓未滿	同	九拾錢
金高四千圓以上	同	壹圓

右諸證書と通帳と爲すときは其附込見積金高より隨ひ下り定むる所の印紙を貼用すべし

金高百圓未滿

印稅 四 錢

金高百圓以上總て諸証書稅率み據るべし

一金錢當坐預り証文

一貨物小札預り書

金高壹圓以上貳拾圓未滿

印稅 壹 錢

金高貳拾圓以上

同 貳 錢

右諸証書と通帳と爲すときは其附込見積金高より隨ひ下り定むる所の印紙を貼用すべし

金高百圓未滿

印稅 貳 錢

金高百圓以上

同 四 錢

一爲替手形

印稅 壹 錢

一荷爲替手形

同 貳 錢

一約束手形

同 四 錢

金高五拾圓未滿

印稅 壹 錢

金高五拾圓以上百圓未滿

同 貳 錢

金高百圓以上貳百圓未滿

同 四 錢

金高貳百圓以上五百圓未滿

同 八 錢

金高五百圓以上千圓未滿

同 拾五錢

○證券印稅

二百四十七

○證券印稅

二百四十八

金高千圓以上貳千圓未滿

同 貳拾五錢

金高貳千圓以上

同 五拾錢

第三條 前條より掲ぐる所の証書帳簿と効用と同ふするもの
へ其名稱より拘へらる稅率せうそつ み照し相當の印紙を貼用をべし
第四條 印紙を貼用をべる証書帳簿又して第五條の手續よ
循ひ印紙を貼用せざるものへ民事裁判上之と受理せず但
處罰しよばつ を受くる後印紙を貼用したるものへ此限しこげん よ在らす

第五條 印紙の証書の差出人又は帳簿主あやうほぬ にて証書の授受
の前帳簿の使用の前より貼用し証書帳簿記名の下より押捺を
る印を以て証書帳簿の紙面しじめん と印紙の彩紋さいもん とみかけて消印

をへし

第六條 印紙及び手形用紙の種類定價の布達を以て之と定
む

第七條 印紙及び手形用紙の官の許可を得たる賣捌所ふ非
されり之を賣捌うば ことを得モ

第八條 印紙を貼用をへき帳簿仕切書送り狀さじょう の主任官之と
検査けんさ をることあるへし

第九條 左より掲ぐる所の証書帳簿の印紙を貼用をると要
せモ

一官廳くわんぢやう より差出と証書帳簿

○證券印稅

二百四十九

○證券印稅

二百五十

一官吏准官吏若くハ布告布達又ハ達ヒ以て定めたる議員
若くハ公立學校病院ふ從事せるもの各其職務ニ依て用

ふる証書

一國庫金取扱所又ハ爲換方より官廳ミ差出セキ金ミ對セル

抵當証書

一國庫金取扱所又ハ爲換方より官廳ミ對したる諸上納金
の預り証書帳簿

一金員記載ある官廳よりの命令書ミ對し國庫金取扱所又
ハ爲換方より差出セキ請書

一諸上納金ミ付國庫金取扱所又ハ爲換方より納人ヘ差出

モ請取証書

一罹災救助金獻金寄附金ミ關シ人民より官廳ミ差出ス証
書

第十條 第二類の帳簿ヘ初丁ヘ附込見積金高及び使用期限
紙數ミ記載セヘシ但物品の授受ミ關セるものハ其代價ミ
記載セヘシ

第十一條 證書帳簿ミ税率の異なるものを雜記セルトキハ
各相當の印紙ミ貼用セヘシ

第十二條 印紙貼用濟第一類の帳簿見積金高又ハ使用期限
の満ちたるときハ其旨該帳簿ミ記載シ置主任官檢査の節

○證券印稅

二百五十一

○證券印稅

二百五十二

之より擲印と受くへし

第十三條 該條の帳簿自ありて尙之を使用せんとするとき 第十條の手續を以て更ふ相當の印紙と貼用すべし

第十四條 第二類の帳簿累積金高未た満たさるう又は期限未尽きるよ紙數尽きたるときに更ふ紙數を増加することを得此場合於ての其帳簿初丁見積金高又は期限の側より其事由及び増加したる紙數を記載すべし
第十五條 証書帳簿み外國貨幣を以て員數と記載するときの内國の貨幣を改算したる金高を附記し相當の印紙と貼用すべし

第十六條 取換せ證書の双方とも相當の印紙と貼用すべし
第十七條 證書み副證書を附し又は裏書等と爲し本證書と効用と異にするもの若くは金高ふ増減を生ずるものに其副書又は其裏書より就き更ふ相當の印紙を貼用すべし

第十八條 此規則と犯し脱稅よ係るものに處罰を受くる後證書帳簿の受取人よ於て相當の印紙と貼用することを得
第十九條 印紙と貼用すべき證書帳簿よ之と貼用せそ若くハ貼用不足せる者及び手形用紙を用ゐそ若くハ不足稅の手形用紙と用ゐたるものに脱稅高二十倍の科料又ハ罰金よ處す其證書帳簿と受取たるもの亦同し

○證券印稅

二百五十三

○證券印稅

二百五十二

之より捺印と受くべし

第十三條 證券の帳簿は白ありて尙之を使用せんとするとき第十條の手續を以て更よ相當の印紙と貼用すべし

第十四條 第二類の帳簿見積金高未だ満たさるう又は使用期限未さ足きざるよ紙數尽きたるときに更み紙數を増加するとと得此場合に於ては其帳簿初丁見積金高又は期限の側より事由及び増加したる紙數を記載すべし

第十五條 証書帳簿み外國貨幣を以て員數を記載するとき内國の貨幣を改算したる金高を附記し相當の印紙を貼用すべし

第十六條 取換せ證書の双方とも相當の印紙と貼用をへし

第十七條 證書み副證書を附し又は裏書等と爲し本証書と効用を異にするもの若くは金高ふ増減を生ずるものに其副書又は其裏書より就き更よ相當の印紙を貼用すべし

第十八條 此規則と犯し脱稅より係るものに處罰を受くる後證書帳簿の受取人より相当の印紙と貼用をることを得第十九條 印紙と貼用すべき證書帳簿より貼用せし若くは貼用不足せる者及び手形用紙を用ひ若くは不足稅の手形用紙を用ひたるものに脱稅高二十倍の科料又は罰金より處す其證書帳簿と受取たるもの亦同し

○證券印稅

二百五十三

○證券印稅

一一百五十四

第二十條 第十八條の場合と除く外第五條の手續と據て消印を爲さず又は他の印を以て消印したるものへ印稅高十倍の科料又は罰金み處と其證書帳簿と受取たるもの亦同し

第二十一條 此規則と犯したる證書帳簿ふ請人證人として加印したる者の各正犯又係る科料罰金の半額又相當する科料又は罰金よ處す

第二十二條 第八條の證書帳簿の検査と拒むたるものへ二圓以上二十圓以下の罰金ふ處を

第二十三條 第十條及び第十三條と犯したる者へ二圓以上拾

圓以下の罰金よ處を

第二十四條 第十二條及び第十四條と犯したるものへ壹圓以上壹圓九十五錢以下の科料よ處を

第二十五條 第七條と犯したるものへ所持の印紙及び賣得金と沒收し五圓以上五十圓以下の罰金よ處を

第二十六條 前數條の罪と犯したるものより刑法の不論罪及び減輕再犯加重數罪俱發の例と用ひそ

證券印紙規則 終

人民 條例要書 終

○證券印稅

一一百五十五

明治十七年九月廿四日出版御届

同

年十月

出版

定價二拾錢

編輯人兼森仙吉

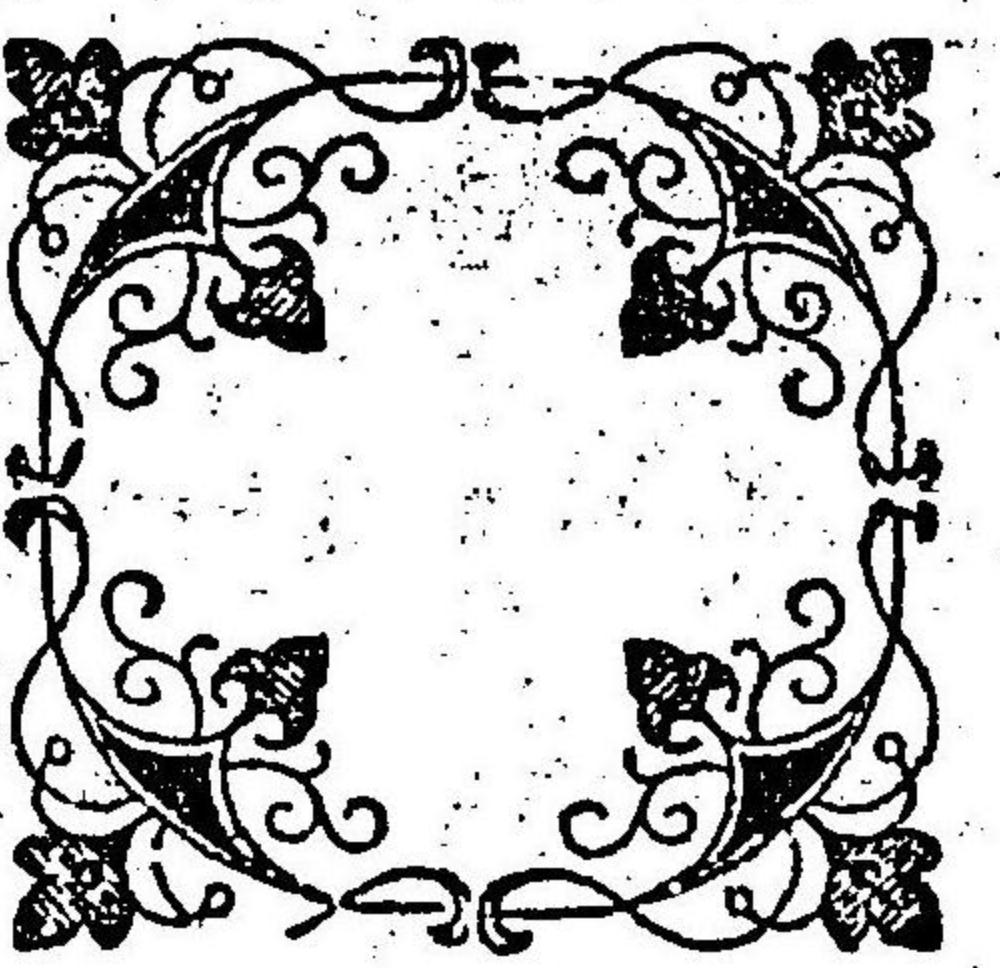
東京府平民
日本橋區橫山町
貳丁目十六番地

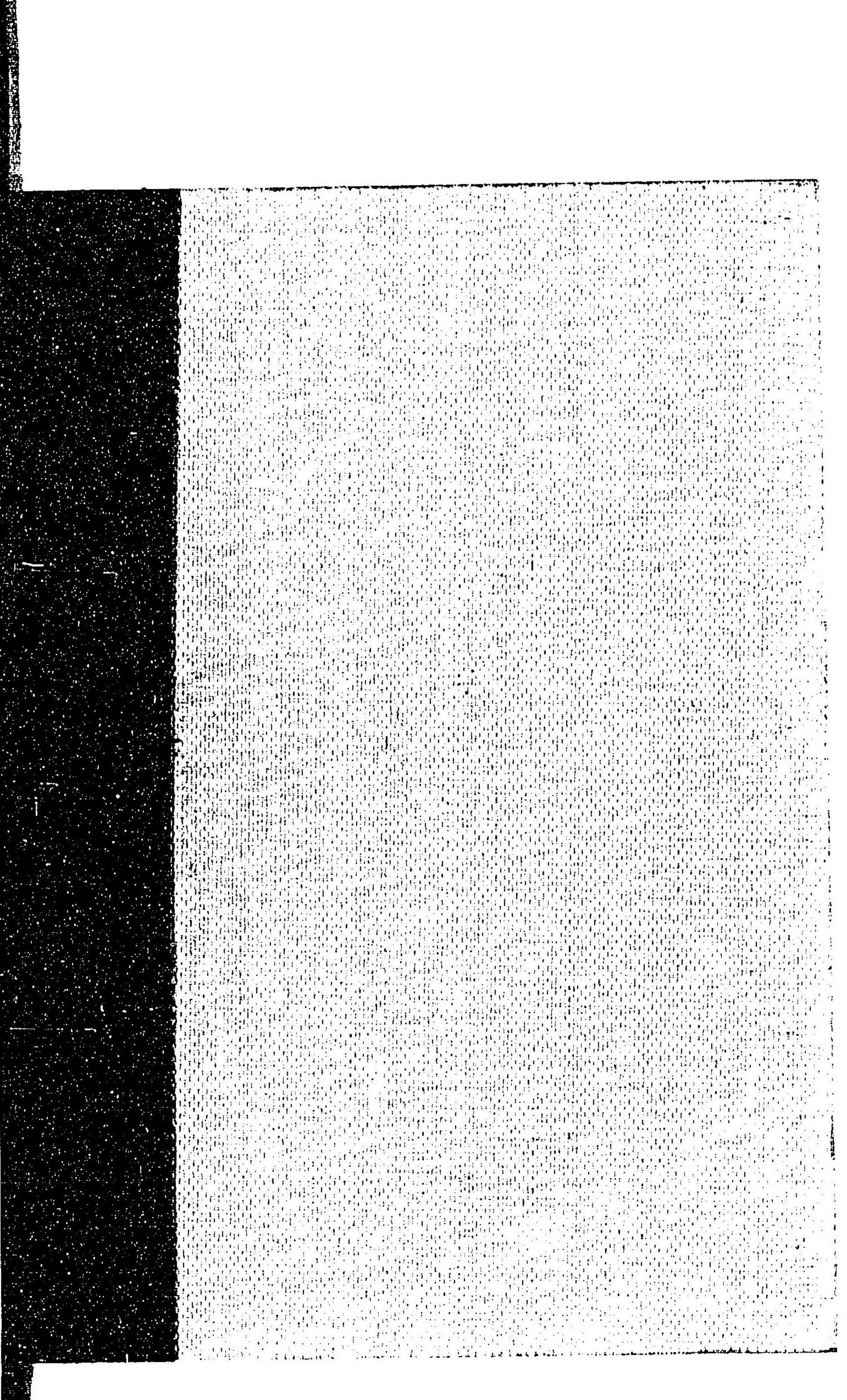
發兌鶴聲社

第壹號書目 鶴聲社

傍訓四書洋本	全壹冊 定價五十錢
日本百將傳	全壹冊 定價 金貳圓
修田舍源氏	全貳冊 定價金三圓六十錢
星月夜鎌倉見聞錄	全壹冊 定價 金貳圓
椿說弓張月	全壹冊 定價貳圓四十錢
繪源平盛衰記	全壹冊 定價壹圓廿錢
刑法治罪法合本	全壹冊 定價三十錢
正訴訟獨案內	全壹冊 定價三十五錢
訂正補增傍訓本	

148







031003-000-2

CZ-5-0230

条例規則要書（諸民必携）

鶴声社

M17

BBC-0470

